新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 中小企業者向け各種支援メニューのご案内

大きく3つの支援を受けることができます。
※詳細は、右下の二次元コードからご確認ください。

1. 融 資 (1)(2)の併用で実質的な無利子化を実現

(1)新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)

【 条 件 】 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少 した中小企業・小規模事業者(フリーランスを含む個人事業主)など

【融資限度額】 中小事業3億、国民事業6,000万円

【**資金使途**】 運転資金(貸付期間15年以内) 設備資金(貸付期間20年以内)

【据置期間】 5年以内

【 担 保 】 無担保

【 金 利 】 当初3年間:基準金利から▲0.9%引き下げ

→ (中小事業 0.21%、国民事業 0.46%)

4年目以降:基準金利に戻る(中小事業 1.11%、国民事業 1.36%)

(2)特別利子補給制度

(日本政策金融公庫)

【 条 件 】 上記(1)により借入を行った中小企業者で以下の要件を満たす方

【 要 件 】 ① 個人事業主 (フリーランス含み、小規模に限る):要件なし

② 小規模事業者(法人事業者) : 売上高▲15%減少

③ 中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少

【利子補給】 借入後当初3年間

(補給対象上限:中小事業1億円、国民事業3,000万円)

【小規模要件】 ○ 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下

○ 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

「中小事業」「国民事業」とは?

中小事業:中小企業基本法で定められた「中小企業」に

あたる事業者が対象。

国民事業:個人経営者などの小規模経営者や新規事業者、

一般の人が対象。



詳細はこちら

(3)セーフティネット資金4号・5号

(岩沼市 商工観光課)

(4)災害復旧対策資金

(宮城県 商工金融課)

(5)岩沼市中小企業振興資金

(岩沼市 商工観光課)

2. 雇用調整助成金

(宮城労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なく された事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を 行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を 助成するもの。

対 象 】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【 助 成 率 】 大企業1/2 中小企業 2/3

【支給限度日数】 1年間で100日(3年間で150日)

【その他】

- 令和2年5月31日までに休業等計画届を労働局又はハローワークに提出 が必要です。
- 休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合 に適用になります。
- 助成対象は、雇用保険適用事業所。支給対象労働者は、雇用保険被保険者 になります。
- 詳しくは、宮城労働局又はハローワークまでお問合せください。

3.相談窓口

※ 番号はおかけ間違いのないようご注意ください。

東北経済産業局 中小企業課 日本政策金融公庫 仙台支店 宮城労働局 職業安定部 職業対策課 宮城県 商工観光部 商工金融課

022-223-8141

022-221-4922

022-299-8063

022-211-2744

0223-22-1111(内線323)

0223-22-2526

岩沼市商工会

岩沼市商工観光課